

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 想定通り崩壊「熊本城」の賢明な強さ！

### 「熊本城の復元なしに復興は終わらない」安倍首相

石垣の崩れ落ちた熊本城、残った天守閣をツイッターで見た時はとても衝撃的でした。想定外の地震に、あの崩壊は「想定通り」だった様です。



熊本城は1877年（明治10年）の西南戦争で天守閣が焼けてしまったものの、しかし石垣は固くほとんどが原型をかえることなく残されたそうです。

さらに石垣に通し番号がついているため復旧が可能だそうです！にしても石垣が崩れてしまったのはとても残念・・・、かと思いきや、なんと崩壊した大半は修繕済みの部位だそうです。

400年前に造られたコンクリートではなく土を突き固めた部分の大半は無事だとか。

天守閣については様々な天災を予想して、建物が瓦の重みで倒壊しないように、わざと瓦を固定しないで簡単に落ちる様に造ってあるそうです。

そんな先人の教えに対し、建築法が改正されて瓦が落ちない様と決まってからは、屋根瓦があだとなって建物全体が倒壊しやすくなりました。確かに、一般住宅の屋根瓦が簡単に落ちて、外にいる人に当たっては、困りますが…

400年前の職人さん！ 御見それしました としか言えません。

先人への尊敬の念と共に、職人不足の行く末を暗示する出来事に思えてなりません。戦後70年を過ぎて、限界を迎えているインフラ整備がたくさんあります。技術を継承する者がいないと復旧復興ができません。建設業は日本が世界に誇れる職業だということを、改めて身を犠牲にして教えてくれた熊本城でした。賢い強さを持った熊本城には九州被災地の方々の希望と今後の励みになったと思います。

### 社員の社会保険加入率 9割超え 建専連

建専連(建設専門工事業団体)は、会員団体とその下請企業の従事者を対象に、社会保険の加入状況を調査し、その結果をまとめました。社員の加入率は、健康保険、年金保険、雇用保険のいずれも90%を超えているものの、専属班や一人親方などにあたる「社員以外」は、健康保険が83.1%、年金保険74.5%、雇用保険35.1%となっていました。確かに雇用保険は、適用していたら変です。平成29年問題の名の通り、急速に加入率が上がっているようです。

## ★運送業★ 春です！新たにドライバーを選任する前に！



4月から1ヶ月が過ぎ、新人さんも仕事に少しずつ慣れてきた頃でしょうか。新たにドライバーを選任するに当たり、しなくてはいけないことがあります。もう一度確認していきましょう。

### ●ドライバーに選任できない人

大前提！ドライバーに選任できない人がいます。ご注意ください。選任できないのは以下の項目に該当する方なので、**短時間勤務**の方はドライバーに選任することができます。



- ① 日々雇い入れられる方
- ② 2ヶ月以内の期間を定めて使用される方
- ③ 試用期間中の（14日を超えて引続き使用される者を除く）方

### ●初任診断

新たにドライバーとして選任しようとする方を対象に、初任診断の結果を基にプロのドライバーとしての自覚、及び事故を未然に防止するための留意点等について教育をする必要があります。その為、初めてトラックやバスの運転手として**選任する前に受診しておく必要**があります。

### ●運転記録証明の取得

ドライバーを雇い入れると、運転記録証明書または無事故・無違反証明書により、雇い入れる前の**事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認**することが義務付けられています。また、新たに雇い入れた者が事故惹起運転者に該当した場合は、**特別な指導・適性診断（特定診断）**を受講させる必要があります。

運転記録証明は警察署で申込用紙が貰え、郵送での手続きが可能です。1年、3年、5年遡ったいずれかの記録を取得できますが、過去5年間の記録を取ることを推奨します。違反をする方は同じ違反を繰り返す傾向にあります。5年遡るとドライバーの癖も見えてきますので、ドライバーへの**指導教育に活用しましょう。**

### ●初任者教育（国土交通省告示第1366号）

初任ドライバーには横乗り等の教育でなく、**6時間の座学教育**をしなくてはなりません。項目は法定のものがあり、①～④までで合計6時間の教育が必要です。これに加えて安全運転の実技も教育します。



- ① トラックの安全運転に関する基本的事項
- ② トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避

教育やドライバー雇い入れ時のご不明な点や、教育資料や方法でお悩みの際は、

牟田事務所 磯崎までご連絡ください。





## 「成年後見制度」の利用を促進する法律が成立！！

成年後見制度とは・・・

認知症や精神障害などで判断能力が不十分な方々は財産管理や介護施設の入所契約を結ぶのが難しかったり、悪徳商法の被害に遭いやすかったりします。そういった判断能力が不十分な方に後見人がつき、財産管理や介護施設の入所手続き等を代行できる制度です。成年後見制度は2000年にスタートしましたが、認知症の人が**400万人を超える**のに対し、利用は**約18万人**にとどまっている現状と、今後さらに**認知症の高齢者が増加**することを見据え、この促進法が成立しました。

### 今回の成年後見制度利用促進法のポイントは

- 後見人となる人材確保のため市民への研修や情報提供を実施
- 家庭裁判所や関係機関の監督体制の強化
- 利用者増に向けた基本企画を策定し、内閣府に首相をトップとする会議を設置
- 医療や介護に関する後見人の権限拡大を検討
- 後見人に郵便物の開封や死亡後の手続きの代行を認める

財産横領などの不正行為は521件（被害総額約29億7千万円）あり、うち**弁護士や司法書士ら専門職によるものは過去最多の37件（約1億1千万円）**に上り、今回の促進法では、家裁をはじめ関係団体の監督体制の強化が図られます。

また、手術や輸血といった医療行為への同意権が後見人に認められれば「障害者や高齢者の自己決定権が侵害されかねない」との反発もあります。終末期の延命措置の中断を同意権の範囲に含めるのかといった点も今後の争点となりそうです。

## 特殊車両通行許可申請

「目的地」または「出発地」が熊本県の経路

現在、熊本県の一部地域においては道路の損傷が発生し大型車両の通行が不可能であったり、現地道路管理者による通行の可否の確認（個別審査）が困難な状況です。このため、当該地域へ特殊車両で通行しようとする場合、**さけて通行する、貨物を減載する、小型の車両による輸送に切り替える**など、当該地域の道路において「個別審査」が生じないようにしなければいけません。災害地の道路は逐次状況が変化しており、許可条件に係らず、実際の通行が「制限」「禁止」または「不可能」となる場合があります。



報道されている様に、地割れしていたり、橋が崩落していたり・・・そこまで損傷している道路はそもそも通行できませんが、少しの損傷でもハンドル操作に大きく影響します。インフラの整備にはかなり時間を要し、通常運行に加え、災害物資等の運搬も多くあると思います。十分に気を付けていただき、安全走行をお願いします。